

唐津藩の石炭関係資料

梶嶋, 政司
九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門

<https://doi.org/10.15017/13813>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 21, pp.95-112, 2006-03-22. 九州大学附属図書館付設記録資料館産業経済資料部門
バージョン：
権利関係：

【資料紹介】唐津藩の石炭関係資料

梶 嶋 政 司

一 唐津藩石炭史

本稿では九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門が所蔵する諸岡家文書「安政三年石炭山役料一条窺書并御規定書写」(資料番号P一〇四)を紹介する。諸岡家は唐津藩領入野組大庄屋を勤めていた。

最初に唐津藩の石炭史を概観しておこう。大正十四年刊修訂増補『東松浦郡史』によれば、唐津藩では享保年間に東松浦郡北波方村岸山字ドウメキで石炭が発見されたと言われる。所謂狸堀で掘り出された石炭は製塩釜の燃料、瓦焼、自家用ガラ焚などに用いられていたが、幕末期に各藩洋式軍艦の燃料としての石炭需要が高まった。文化十四年以降一時唐津藩領地の時期を除いて日田代官所支配(幕領)となった松浦郡本山村や岩屋村および平山下村では、幕末期に鹿児島藩や熊本藩および久留米藩による石炭山の開発が行われた¹⁾。

木崎盛標が天明四(一七八四)年に完成させた『肥前州産物図考』には、北波方村岸山で採掘された石炭を「土場出し車」で近くの徳須恵川の土

場まで運び、そこから二千斤から四千斤を川船にて河口の満島へ積み下す様子が解説付きで描かれている。天明期における岸山の石炭採掘の発展がうかがえる²⁾。

唐津藩の石炭産業が本格的に発展するのは文政期以降である。文政年間に藩の重要国産品の一つに数えられる。岸山村の外に相知村や鶴牧村の炭坑が開発されるのもこの頃と言われる³⁾。藩は坑主である元方に資金を貸し付け、出炭高に応じて少額ずつ元利を返済させる仕組みを実施した。貸し付けは石炭問屋と村役人の保証のもとに行われた。また石炭運搬道路や坑内排水が流れ込むなどして損失した田地に対しては、潰地一步につき二升の弁米を給付していた⁴⁾。

嘉永六(一八五三)年に長崎に送られた唐津炭は七千万斤にのぼると言われている。幕末期における唐津藩石炭産業のさらなる発展が知れる。このような中、藩は元治元(一八六四)年四月には相知村和田、慶応三(一八六七)年二月には梶山村押川本谷の石岩山を御手山(藩宮)とした⁵⁾。

二 「安政三年石炭山役料一条窺書并御規定書写」について

従来の唐津藩石炭史は、主に松浦郡相知村（天保八年に馬場村を改称）や梶山村など松浦川と支流厳木川沿岸の地域を対象としている。文政頃には領内の他地域でも石炭山開発が行われていたことは知られるが実態の解明はなされていない⁽⁶⁾。紹介する「安政三年石炭山役料一条窺書并御規定書写」は安政三（一八五六）年に入野組の菫津浦と鶴牧村、田野村と高串浦との間で起きた石炭山庄屋役料請求をめぐる争論記録である。これらの村々では文政期（一八一八〜一八二九）以降、石炭山から受け取る村益や庄屋役料の配分をめぐる度々争論が起こり、そのたびに庄屋中による評議で解決が図られる。争論から鶴牧村や田野村における文政期以降の石炭採掘状況および石炭山と村との関わり的一端を明らかとすることが出来る。なお、本文には口上書や組合議定が書写されているため、便宜上それらに①から⑥の番号を与えた。以下（一）文政八年の組合評議、（二）菫津浦と鶴牧村の争論、（三）田野村と高串浦の争論、（四）安政三年七月の組合規定の順に概説して解題としたい。

（一）文政八、九年の組合評議【⑤・⑥】

文政八年三月十八日、鶴牧村古江の御手山をめぐって入野組庄屋の組合評議が行われた⁽⁷⁾⑤。まとめると以下の通りである。鶴牧村古江の御手山の「世話賃」一文（石炭百斤につき）は採掘を願い出た菫津浦と地所の鶴牧村で折半する。ついで「御益銭納」の人の半分は鶴牧村からも出すこと。家居根山や田所の畔については鶴牧村へ一切世話をかけないため菫津浦が「村方一文」を受け取る。田地破損は菫津浦が引き受

ける。鶴牧村内の石炭山の場合は鶴牧村が「村方一文」を受け取る。古江御手山ならびに鶴牧村支配地にある菫津浦名請けの石炭山の採掘願には鶴牧村庄屋の奥印が必要である。その場合、庄屋役料二文（石炭百斤につき）のうち一文を地所支配の鶴牧村庄屋が受け取り、もう一文を菫津浦庄屋が「諸事心配」世話料として受け取る。鶴牧浦願の大坂山の庄屋役料については積入立会の世話料として一文を菫津浦へ渡すこと⁽⁸⁾。

文政九年十一月二十八日夜、鶴牧地内の御益山（御手山）の庄屋役料の配分をめぐる組合評議が行われた⑥。次に当夜の議論を見てみよう。田林野左衛門殿は古江御益山の庄屋役料は心配りもあるので菫津浦庄屋が受け取るとの評議を下していた。菫津浦庄屋としては鶴牧地内に御益山（御手山）があるので半文を鶴牧庄屋へ渡し、自村が一文半を受け取る考えであった。一方鶴牧村庄屋は、御益山となっても鶴牧村の土地なので庄屋役料の半分を受け取ることを主張した。御益山庄屋役料が半額では菫津浦の心配りが不行き届きとなるならば、鶴牧村の土地なので鶴牧村が出願して心配りすればよいとの意見が出された。菫津浦としては先年願い出していた場所が御手山に指定されたのであって、好んで鶴牧村の土地に御手山を願い出た訳ではないと主張している。文政八年三月の評議の際は、鶴牧村が願い出た大坂山の出炭船場の心配りを菫津浦が庄屋役料半分を得て受け持ったので、鶴牧村が受け取る古江山庄屋役料の半額と相殺することで折り合いが付いていたが、文政八年九月に大坂山が潰れ、新たに鶴牧村が願い出た丸田山は菫津浦へ船場立会を依頼せず庄屋役料全額を鶴牧村が受け取っていた。これでは菫津浦が気の毒であるが、双方懸け合っても埒が明かない。そこで菫津浦は大庄屋へ昨文政八年三月十八日の評議内容の確認を行ったが、当時の参会者の認識は

船場立会を葛津浦が受け持つことは大坂山に限った取り決めであった。葛津浦としては納得しがたいが結局翌朝までに得心して、次の様な取り決めがなされている。すなわち鶴牧村が願い出た石炭山は葛津浦へは関わりない。葛津浦が鶴牧村の土地に石炭山の採掘を願い出る時は鶴牧村の加判を必要として庄屋役料は折半する。

(2) 葛津浦と鶴牧村の争論【④・①】

安政三年六月、葛津浦古土井の石炭山役料の配分が、葛津浦と鶴牧村との間で問題となった。組合評議での解決しなかつたため葛津浦庄屋日高清治は口上書を提出した(④)。口上書では、鶴牧村庄屋は葛津浦古土井の石炭山役料(庄屋役料)の半分一文を免定元なので受け取ることを主張するが、葛津浦庄屋日高清治は、古土井の石炭山役料は積入立会や御益取立そのほか山方に関わる諸事について心を配っている理由で得ているものであるとする。文化四年、同七年の先例では庄屋役料の全額を葛津浦が得ていたものを文政三年以降になつて葛津浦の採掘願に際して鶴牧村庄屋が加判して庄屋役料を折半することになつたものであるとして、庄屋役料の自村への全額受領を主張する。鶴牧村が主張する「御免定地類」という主張に対しては、その事実は認めながらも年々の年貢米も遅滞なく納めていると主張している。

一方、鶴牧村庄屋鶴田治郎右衛門は、葛津浦茂四郎が採掘を始めた「中蔵願石炭掘跡」について口上書を提出した(①)。葛津浦茂四郎が再開発した「中蔵願石炭掘跡」は鶴牧村が加印するべきところ、葛津浦庄屋一判で採掘願を提出しているが、文政三年から嘉永三年までの旧例と文政八年三月十八日の組評議通りに役料を折半するべきであると主張し

ているのである。これに対して葛津浦は、高串村が一判で済ませていることを引き合いに出し、役料は願村が得るものなので葛津浦庄屋一人が受け取ると主張した。

(3) 田野村と高串浦の争論【②・①・③】

同様の争論は田野村と高串浦との間でも起こっている。②は田野村庄屋池田傳藏が安政三年六月に提出した口上書である。田野村は文政元年高串浦字土井の浦に石炭山を開坑することを願い出た(①)が、役料・村益等は高串浦へ関わりなかつた。嘉永元年頃から高串浦により土井の浦石炭山の開発がなされ組合旧例の通り役料折半となつた。高串浦庄屋は役料は心配料なので田野村に半分を遣わす必要はないと主張する。これに対して田野村は従来どおり役料折半すること、高串浦は田野村支配地なので採炭願に奥印を据えることを主張し、旧例組合評議の遵守を求めている。

一方、③は土井の浦石炭山についての高串浦分庄屋池田覚右衛門と高串浦分庄屋富永宗次右衛門が出した口上書である。高串側は、石炭山役料とは積入立会、御益取立そのほか山方に関わる諸事について心を配っている理由で得ているものであると説明する。高串側の主張によれば以前は採掘願を出した村の庄屋が役料を得ていたところ、田野村庄屋太郎兵衛代になり折半するようになったが、この度の土井浦のケースは高串浦庄屋名請地のため田野村へ役料半分を遣わす筋合いはないとする。

(4) 安政三年七月の組合規定【⑦・⑧・⑨・⑩】

六月十九日、葛津浦と高串浦からそれぞれ申し出があり、石炭山庄屋

役料に関する組合惣会が開かれ評議したが決着がつかず、御役所伺いのため同二十三日に書類を揃えて地方手代麻生芳助宅を訪ねた⁽⁹⁾。七月九日には大庄屋添書を追加提出する。同二十一日に得た御評議の結果が⑨「御書付写」である。同書によると、菖津浦と高串浦の石炭山庄屋役料は近頃地元への相談をせず一判の採掘願を出して許可されている。両浦は、地元の鶴牧村と田野村は何も携わっていないので役料半分を分け取りする筋合いは無いと申し立てるが、石炭は田畑の下土中から掘り出し、炭置場や間部口は田畑を潰している⁽¹⁰⁾ので、菖津浦が名請けしている地であつても地元鶴牧村へ相談するべきである。文政九年十一月の組合庄屋評議を守ることが命じられた。加えて、採掘願を出す前に双方の村役人相談すること、菖津浦と高串浦の石炭山見廻等に鶴牧村と田野村も出役すること、石炭山は最近不景気なので売り捌き方に特別心懸け御益金を増すように心を配るよう申し渡された。

七月二十四日には組村々が出会し組合規定を決議している⁽¹⁰⁾。大庄屋諸岡淳蔵、鶴牧村鶴田治郎右衛門、田野村池田伝蔵など五名が出席し、菖津浦、高串浦はそれぞれ代役が出席、不参は二か村であつた。石炭山願は、浦方名請地であつても支配(地元)村方へ談合の上、差し支えなければ両者庄屋名頭連印大庄屋加判して願い出ること。鶴牧村願山は菖津浦へ関わりはない。菖津浦願は鶴牧村地類なので加判して役料を折半すること。高串浦は庄屋が二人なので三等分すること。浦願の庄屋役料は地元と折半するので、両者で炭山の関する諸事(山見廻り、船積立会など)の世話をすること。浦方願の場合村益一文も支配村と折半し、御益取立や山見廻の人足等は両者で負担し、田所損所が出来た場合など同様に両者から人足を差し出すことなどが取り決められた⁽¹⁰⁾の貼付

文書によれば御益上納は願村が行うことになっている⁽¹⁰⁾。

注

- (1) 久敬社、一九二五年。
- (2) 唐津藩土木崎盛標は、正徳元(一七一)年生まれ。宝暦十二(一七六二)年三河国岡崎より入封した水野忠任に従つて唐津に來住した。『肥前州産物図考』の写本は佐賀県立博物館、国立国会図書館などに諸本がある。『日本庶民生活史料集成』第十卷(三)書房、一九七〇年)に収録されている。九州大学工学部地球資源システム工学部門内図書室には石炭絵図部分を写した「唐津石炭採掘之図」がある(『九州大学工学部所蔵鉱山・製錬関係史料』(宮崎克則、二〇〇五年)。
- (3) 小宮睦之「唐津藩」『佐賀県史』中巻、一九六八年)。以下適宜参照した。
- (4) 檜垣元吉「唐津藩石炭史の研究」『史淵』八二輯、一九六〇年、『近世北部九州諸藩史の研究』(九州大学出版会、一九九一年)に再録)
- (5) 長野暹氏によれば、許可を得た請負人が出炭を行い、藩に運上銀、冥加銀を上納する請山制とは異なり、御手山では藩から派遣された掛役の指揮監督の下に出炭を行う。相知村和田の御手山では梶山村庄屋を兼帯していた黒岩村庄屋向郁治が掛役となり、相知村向定吉を支配人に指名して採掘を行った。梶山村押川本谷の場合、梶山村庄屋小野善助、大庄屋田崎九郎を掛り、向定吉が支配人として御手山経営を行った(長野暹「唐津藩の石炭御手山経営に関する若干の考察」『佐賀大学経済論集』第十九卷一号、一九八六年)、同「唐津藩御手石炭山の分析」『エネルギー史研究』第一五号、一九九一年)。

(6) 『石炭史 佐賀県石炭産業資料(文書・文献編)』(一九八六年)によれば、大正期以降肥前町地区に開坑した九ヶ所の炭坑のうち、古江炭坑や高串炭坑は近世後期には開発されている。

(7) 組合評議とは入野組に属する村々の庄屋会議のことである。唐津藩では大庄屋の組毎に庄屋会議が開かれている(宮崎克則「会議を開く庄屋たち」、『九州史学』一三三三号、二〇〇二年)。

(8) 出炭高に応じて村に支払われる費用を「村益」と言う。「村方一文」は「村益」のことと考えられる。庄屋役料は石炭採掘に際して庄屋が得る役料のことで「石炭山役料」とも言う。古江御手山をはじめ鶴牧村や田野村の石炭山では百斤につき村益は一文、庄屋役料は二文である。長野暹氏によれば相知村和田や梶山村押川の御手山でも庄屋役料は二文であったが、梶山村の村益は二文となっている。なお梶山村押川御手山の石炭百斤の経費見積では総額一貫四百五十文のうち、三十八%にあたる四百八十文が掘賃、藩の御益は百五文で八%に相当し(長野前掲論文)、相対的に見ると総経費のなかに占める庄屋役料は必ずしも多くはない。

(9) 免定とはその年の年貢高を代官が村宛に発した文書をさす。この記述によると葛津浦の年貢割付は鶴牧村宛の免定に一括されていたことがわかる。葛津村は「天保郷帳」では鶴牧村二百九十一石余に含めて表記されている。「郷村区別帳」では鶴牧村の枝村として見える。「正保国絵図」では葛津村は別に高づけされていることから近世前期に鶴牧村から分村していたことがわかる。

(10) 下の表は田野村および葛津浦・鶴牧村による石炭採掘願の一覧である(⑪~⑳)。文政三年以降は葛津浦と鶴牧村の村役人による連署で願書が提出されていることが確認できる(文政五年以降は大庄屋も加判)。とこ

石炭採掘願一覧(文政元年~嘉永3年)

年月日	開発者	場所	差出者	宛所	条件	番号
田野村による石炭採掘願						
文政元年8月25日	田野村	土井の浦	田野村名頭・庄屋、入野組大庄屋	浦山方御役所	御運上5貫目	⑪
文政2年2月17日	田野村	土井の浦	田野村名頭・庄屋、入野組大庄屋	浦山方御役所、御代官御役所	御運上銭10貫文	⑫
文政7年10月27日	高串浦源三郎、十治郎	えびすが浦	田野村名頭・庄屋	浦山方御役所	御運上七二銭20匁	⑬
文政9年3月25日	高串浦松三郎、半七	土井の浦、靴房	田野村名頭・庄屋	浦山方御役所		⑭
文政10年2月	田野村福左衛門	靴房	田野村名頭・庄屋	御仕法御役所	御益銭生石100斤につき2.5文	⑮
天保元年2月	水主町傳兵衛	えびすが浦	田野村名頭・庄屋、入野組大庄屋	御趣法御役所	御益銭(100斤につき)3文	⑯
葛津浦・鶴牧村による石炭採掘願						
文政3年4月	葛津浦清太夫	鶴牧村の内	葛津浦名頭・庄屋、鶴牧村名頭・庄屋、鶴牧村名頭・庄屋、入野組大庄屋	浦山御役所	御運上七二銭	⑰
文政5年11月5日	葛津浦仲蔵	鶴牧村の内 葛津浦下場	葛津浦名頭・庄屋、鶴牧村名頭・庄屋、入野組大庄屋	浦山御役所	御運上七二銭120匁(2ヶ所)	⑱
文政7年2月	葛津浦願主仲蔵	鶴牧村の内 葛津浦下場	葛津浦名頭・庄屋、鶴牧村名頭・庄屋、入野組大庄屋	浦山方御役所	御運上七二銭150匁(2ヶ所)	⑲
文政8年3月24日	葛津浦中蔵	鶴牧村の内 下夕場	葛津浦名頭・庄屋、鶴牧村名頭・庄屋、入野組大庄屋	浦山方御役所	御益銭100斤につき4文・5文(2ヶ所)	⑳
文政8年4月	穉田村久作	鶴牧村の内 古江	葛津浦名頭・庄屋、鶴牧村名頭・庄屋、鶴牧村名頭・庄屋、入野組大庄屋	浦山方御役所	御益銭100斤につき7文	㉑
文政9年11月	葛津浦願主中蔵	鶴牧村の内 葛津平家居 根山の内	葛津浦名頭・庄屋、鶴牧村名頭・庄屋、入野組大庄屋	浦山方御役所	御運上100斤につき4.5文	㉒
文政12年3月25日	星賀浦庄三郎	鶴牧村の内 岩屋	葛津浦名頭・庄屋、鶴牧村名頭・庄屋、入野組大庄屋	地方御役所	御益銭	㉓
嘉永2年5月	元方由宇	鶴牧村の内 浦の田	葛津浦名頭・庄屋、鶴牧村名頭・庄屋、入野組大庄屋	地方御役所	御益銭100斤につき8文	㉔
嘉永3年6月	葛津浦甚左衛門	鶴牧村の内 葛津平	葛津浦名頭・庄屋、鶴牧村名頭・庄屋、入野組大庄屋	地方御役所	御益銭100斤につき5文	㉕
嘉永3年11月	元方入野村勘兵衛	鶴牧村の内 葛根坂	葛津浦名頭・庄屋、鶴牧村名頭・庄屋、入野組大庄屋	地方御役所	御益銭100斤につき5文	㉖

(典拠) 諸岡家文書P104「安政三年石炭山役料一条窺書并御規定書写」

ろでこの表からは様々な疑問点が浮かぶ。開発者(「元方」と差出者(「村」との関係も不明であるし、宛所の変化や御運上と御益銭の相違が請る。ここではさしあたり各村・浦が願主となつて開発された石炭山を知ることが出来ることのみを指摘しておきたい。

(11) 高串浦の村高は「天保郷帳」では田野村に併せて記載されている。「正保国絵図」では田野村百六十三石余とは別に高串浦として四十一石余が高づけられていることから、近世前期に田野村から分村していたことがわかる。高串浦側は口上書(3)で、田野村が免定地類なので役料の半分を受け取れることを主張していると説明していることから、高串浦の年貢割付が田野村宛の免定に一括されていたと見なすことが出来よう。

(12) 諸岡文書一七六「組合一統評義録」によれば、六月十九日の組合評議の議題は一昨寅(安政元年)に高串浦が願い出た高串浦仏田石炭山と当辰五月に葛津浦が願い出た葛津浦古井戸炭山の庄屋役料をめぐる問題であったことがわかる。

安政三辰六月十九日出会評儀

一高串浦仏田石炭山一昨寅年高串願

一葛津浦古土井炭山当辰五月葛津願

右炭山役料之儀浦方願ニ諸事心配願所ニ而致候ニ付、地類岡村江役料遣候筋有之間敷、高串両所葛津存念ニ候得共、御仕法以来文政九戌年葛津願古江山役料之義式ツ訳之組評ニ相成居、地類之義ニ付前方方願書奥印役料式ツ訳相成来居、此節新格地類ニ不拘段無之鶴牧田野存念ニ而相對掛相成候得共、不相決此節組評持出及評儀候得共、組合ニ而何レ共決兼候間、伺之上御沙汰ニ相決し可申事

出席 諸岡淳蔵

大浦又八郎

吉田貞左衛門

鶴田治郎右衛門

石田清右衛門

富永宗次右衛門

池田傳蔵

吉田守之助

池田加太郎

治三郎

清七郎

栄太郎

(13) 高串浦と田野村の「村益一文」の配分をめぐる争いは、九月五日の組合評議で次の様に決着している。

諸岡文書一七六「組合一統評義録」

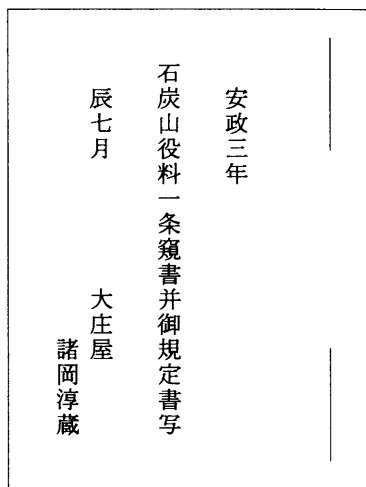
辰九月五日出会評儀

(中略)

先評地方伺御沙汰之向炭方一件帳ニ記

一高串願石炭山村益壹文地元田野江式ツ訳高串不服之事

此段鶴牧葛津仕来通先例之義ニ付式ツ訳当然之事、然ル上者訳人足中仕等ニ至迄鶴牧葛津同様可致事



タテ 25.2cm × ヨコ 17.0cm

① 申上候口上覚

一 鶴牧村之内菖津願石炭山鶴牧村支配地所ニ付旧例^茂御座候処、文政八西三月十八日、同九戌十一月廿八日両度組合評儀^ニ而支配村方加印之上役料式ツ割評決ニ相成居候通、文政三辰年^方嘉永三戌年願迄数年之間加印仕御願申上役料式ツ割請取来居候処、此節菖津浦茂四郎前方菖津浦中蔵願石炭掘跡仕繰仕、最早出石仕候趣承知仕候得共、菖津浦庄屋方何共不申来候ニ付、当月十三日旧例之通御願可申上旨菖津浦庄屋^江懸合候処、菖津浦庄屋一判之願書差上居候段相答候^ニ付、旧例^茂有之上組合評儀相決シ居候儀ニ付、御申出有之加印致候上御願被成候筈之処、無断一判^ニ而御願被成候訳無之、当役料旧例組評儀通式ツ割出錢有之候様懸合候処、願向者高串^江問合候処一判^ニ而御願申上相濟候段申来候^ニ付一判^ニ而御願申上候、役料之儀者願村^ニ被下候^ニ付、拙者耆人^ニ而請取可申旨返答有之候、文政三辰

②

申上口上覚

年^方嘉永三戌年願迄数年加印仕御願申上役料式ツ割請取来居候処、此節菖津浦茂四郎願山^方一判願書差上役料耆人^ニ而受取被申候儀、旧例尚組評儀相用無之相對^ニ而埒付不申候^ニ付、御苦勞^ニ罷成申候得共、右之段御組取被下宜御取計被下置候様此段以口上書申上候以上

鶴牧村庄屋

安政三年
辰六月

鶴田治郎右衛門(印)

一 当村先庄屋源治代文政元寅年高串浦之者持地字土井の浦江初^而当村石炭山御願申上、其後所々同様当村^方御願申上、役料村益等高串浦江^少相抱り不申候処、嘉永元年之頃^方高串浦地主之場所者同所^方直^ニ御願申上石炭山仕候^ニ付、組合旧例之通役料式ツ割父傳左衛門代^方受取来候処、役料之儀者、心配料之義^ニ付遣得不申段去七月八日高串浦両庄屋^方申出^ニ相成候得共、親代^方請取来り尚組合類例^茂御座候得者^可受取筋^与奉存、其後数度懸合候^而茂不相渡、殊^ニ去六月迄之役料式ツ割之勘定高串^方申越未受取不足^茂御座候得共、是以同様出錢^ニ不相成、何分相對^ニ而埒付不申候^ニ付、是迄之通役料式ツ割相渡候様、尚又高串浦之義^者当村支配地^ニ御座候得者石炭山願之節者奥印仕度奉存候、規定之義^者鶴牧村菖津浦役料一条^ニ付鶴牧村庄屋^方調出^ニ相成候通り^ニ御座候、御苦勞^ニ罷成候得共右之段御組取旧例組合評儀之通御取計被下置候様此段以書取申上候以上

田野村庄屋

安政三年
辰六月

池田傳蔵(印)

③ 乍恐御内分申上口上覚

石炭山役料之儀積入立会御益取立其外山方ニ付不依何事心配仕候廉を以被下置候儀与奉存候、然ル処此節御願申上候当浦土井浦石炭山役料之内半高、御免定地類之儀ニ付可請取旨田野村庄屋方申出候、左候得者山方心配仕候詮茂無御座且田野村之儀御免定元与者乍申当浦名請之田畑御年貢米其外諸掛り物等ニ至迄私共ニ而取立田野村御年貢皆済以前聊無滞差立来り申候、山方ニ就而ハ何之心配茂不仕御免定地類之ため役料半高差出候儀何共難渋千萬奉存候、当組合之儀者何レ之村ニ而茂間部口其村方明候得者、間部内之儀者何方江掘入候共役料之儀者其村ニ而取来り申候、先御代者役料之儀願村ニ而取来り申候、先役田野村庄屋太郎兵衛代ニ相成半高請取候様相成申候、此節土井浦炭山之儀者当浦田所殊ニ浦分庄屋名請之場所ニ御座候得者半高差出候筋合無御座奉存候段田野村庄屋江申遣候処、組合庄屋評儀仕候得共何分ニ茂成寄不申不得止事達 御聴ニ申候、御時節柄奉掛御苦勞候段奉恐入候得共格別之以 御勘弁 御慈悲之御沙汰被成下置候ハ、重畳難在仕合可奉存候、依之乍恐御内分申上候以上

高串浦分庄屋

安永三年
辰六月

池田覚右衛門(印)

同釣分庄屋

富永宗次右衛門(印)

④ 乍恐御内分申上口上覚

此節御願申上候、当浦字古土井石炭山役料之儀鶴牧村庄屋方御免定元之儀ニ付半高老文可受取旨申出候処、右者石炭山積入立会御益取

立其外山方ニ相拘り候儀不寄何事ニ私ニ而心配仕、其廉を以被下置候

役料与奉存候、先水野様御代文化四年当浦又兵衛、弥平次山、同七午年右同人山当浦江御願申上候節者役料之儀不残私江被下置候、其後御当代ニ相成文政三辰年当浦清太夫山、同四巳年八十吉山御願申上候節、鶴牧村庄屋治郎右衛門加判いたし役料半高差出候様相成申候、左候処鶴牧村庄屋地字古江与申処江御手山御仕組ニ相成、其節役料之儀心配仕候廉を以親半治江受取候様御沙汰ニ相成候得共、鶴牧村野地之儀ニ付治郎右衛門不承知之旨申立組合日勤評儀之上半高差出候様相成候得共、此節之儀ハ葛津浦田所以前御願申上候場所ニ御座候得者、役料半高差出候儀難渋千万奉存候、御免定元与者乍申当浦田畑之儀御年貢米年々私ニ而取立少茂無滞鶴牧村御物成皆済以前差立来居申候、御免定為地類之当浦石炭山役料半高差出候儀何分ニ茂難渋千万奉存候、此節組合日勤評儀ニ相成候得共埒付不申不得止事御伺申上候、奉掛御苦勞候段重畳奉恐入候得共格別之以御勘弁御慈悲之御沙汰被成下置候ハ、難有仕合可奉存候、此段乍恐御内分申上候以上

葛津浦庄屋

安永三年
辰六月

日高清治(印)

⑤ 文政八年酉三月十八日於組元組合評儀

一古江御手山方願村方葛津江世話賃老文被仰付候分者鶴牧村支配地之儀ニ付二ツ訳半分葛津半分鶴牧訳取之事、且御益錢納之節者人足半高鶴牧方差出候事
一葛津浦名請家居根山并田所之畔願村方老文被仰付候義者右石炭山ニ

付鶴牧江一切世話懸不申候ハ、葛津江受取候事、尤炭山ニ付変儀者不及申、田地破損等出来候節者葛津引受之事、葛津浦之儀ニ付諸願新田畑屋敷御檢地等之節村役人諸人足勞煩致候義者其村々当り役目之事
一 鶴牧願之内村方老文鶴牧江受取候事、尤右願ニ付鶴牧往來諸事船水主等費候義者其浦々当り役目之事

一 御手山并葛津名受之内願庄屋役料之事鶴牧村方何れ茂支配地ニ付諸願同様炭山願茂鶴牧奥印之事、右ニ付役料式文内老文者鶴牧地所支配之事ニ付鶴牧江受取候事、葛津者願并其外諸事心配致候ニ付世話料与して老文葛津江受取候事

一 鶴牧願大坂山役料之儀外炭積入席茂有之候ニ付、積入立会等引受致度御相談ニ付世話料与して老文葛津へ遣候事

(貼紙、但剥離)

「右評儀記録書組元へ相見不申候、鶴牧村扣居候記録写ニ御座候、尤翌戌十一月廿八日評儀記録文之内ニ大凡相見居候様ニ御座候」

⑥ 文政九戌十一月廿八日夜評儀

一 鶴牧村葛津浦石炭山願并庄屋役料之事

但葛津浦願古江山御沙汰ニ付葛津浦願ニ相成候所御益山ニ付庄屋

心配茂有之事故役料式文葛津浦ニ而受取候様田林野左衛門殿方

御沙汰ニ候得共、葛津浦存念鶴牧地内之事故鶴牧江半文遣し老

文半手前江請取可申鶴牧江懸合有之候処、鶴牧存念地類之儀ニ

付、是迄葛津願ニ相成候分役料式少割ニ相成居候得者御益山ニ相

成候而茂筋合相変候儀無之双方存念相対決し不申、去二月十八

日組合及評儀ニ候所御益山ニ而役料半分取ニ而者葛津心配不行届段葛津難渋ニ付、鶴牧地類之事故鶴牧願ニ相成候ハ、彼方方心配可有之一同申候所、葛津曰相好願候所ニ者無之先年葛津浦願ニ相成居候場所ニ付相願候様依御沙汰ニ願候得者私之計ニ無之、尚又鶴牧ニ而者山方心配拘り不申儀ニ付役料遣し候ニ不及段御沙汰ニ相成居候得共、全地類与申而已ニ而鶴牧江半文可遣存念之段被申二ツ割之儀承知無之候故、其節鶴牧願大坂山出炭船場心配葛津江頼役料之内老文差遣シ古江山役料是迄之通二ツ割ニ相成候得者双方出入無之候故可然儀与其節評儀折合付置候、然ル処大坂山去九月迄ニ潰レ外ニ石丸田山当八月鶴牧方願ニ相成候処、村願之事故葛津江船場立会不相頼候得者役料式文共ニ手前江受取候事故葛津江為何儀懸合不致船場立会迄相勤ニ相成候所、葛津方懸合有之候者去年評儀之通船場心配当方ニ而可致之処為御知茂無之如何之訳共ニ相成居候哉之段鶴牧江申來、鶴牧答大坂山之儀者船場心配相頼候故役料半分遣候得共、此節方手前ニ而船場心配いたし候故其段御心得可有之返答ニ付、葛津存念去歲評儀ニ相成候儀只今ニ至変候而者氣之毒至極段々双方懸合ニ相成候得共一円埒付不申、依而葛津方内々大庄屋江去評儀を尋ニ相成候得共、大坂山ニ限り評決ニ相成居候哉、先々願ニ相成候分茂大坂山同様与申評儀ニ相成居候哉得与覺不申、何れ去歲評儀ニ相成候通不相成候而者評儀筋立不申、其節居合之方覺ニ相成居可申ニ付、追而出会之節相尋候得者相分り候儀ニ付其段御心得有之候様談置候所、其後茂段々延引ニ相成此節出会ニ而、去春大坂山船場立会頼ニ役料分取評決之義相尋候所其節出席之方何れ茂

大坂山ニ限り評儀ニ相成候義与相心得罷在候、外山願ニ相成候共

大坂山同様与申義者存不申段、依而石丸田之義去春評儀拘り不

申段菖津へ談候得共、同鶴牧願之山ニ候得者相變候義無之筋合与

不納得ニ候得共今朝ニ至り候而者得心ニ相成候、依而以来左之通

一 鶴牧願山菖津江拘り無之事

一 菖津願鶴牧地類之事故願之節加判役料ニツ訳之事

ノ右組元評儀書写

⑦ 乍恐御内分申上口上覚

一 石炭山新聞部浦方名請之地近来浦方一判ニ而御願申上候場所御座候

而御聞濟ニ相成居申候処、右役料之儀願村ニ而可受取旨去夏以来高串

浦方田野村江掛合仕、尚又当夏菖津浦願及同様ニ御座候而例格ニ茂相

成候義ニ付、組合一同江申出候処右者前々仕来之次第御座候而浦方

願之場所たり共地類支配村役人加判可仕訳合与者奉存候得共、役料

之儀ニ付折合付ケ兼無抛、御役所御主意御同申上候、旧例相崩れ不

申候様御含被下置候ハ、難有奉存候、乍恐此段御内分申上候以上

入野組大庄屋

辰七月

諸岡淳藏(印)

一 七月九日御伺申上候処大庄屋添書差出候様麻生氏方御談ニ付差出候

処、何れ御評儀之上役所方可致沙汰段御談也

一 七月廿一日左之通御状

組合炭山之儀ニ付御用向有之候間、明後廿一日四ツ時可罷出候以上

辰七月十九日 地方役所

入野組大庄屋中

右御沙汰ニ付廿一日出津御役所江相伺候処麻生芳助殿方御沙汰先達

而中申出候炭山役料之儀近来浦方一判願茂有之、折合付兼候始末

我々ニ而評儀いたし候得共相決兼吟味役中江申上、御惣評之上御規

定書御渡ニ相成候ニ付、得与致披見夫々折合方申付候様、尤高串願

之儀者三人之庄屋ニ候得者式ツ割ニ茂相成間敷、委細書面之通折合付

候様、此上彼是故障付候而者不宜敷、御益筋丹精致候様可申通御沙

汰ニ而差上置候書付不残御下ニ相成候也

(十八丁目、丁間文書)

一 覚

組合炭山之儀ニ付御用向有之候間、明後廿一日四ツ時可罷出候以上

辰七月十九日 地方役所(印)

入野組大庄屋中

一

⑧ 石炭山役料之儀双方申出ニ付辰六月十九日組合惣会及評儀候得共、

差別付兼候ニ付地方江伺之上御沙汰ニ取計可申評儀致ス、右ニ付双方

書取并前方願之向組評儀写等相添同廿三日地方御手代麻生芳助殿宅

罷出折合付兼候次第委細申上、御役所御主意之儀相伺候処、我々日

勤評儀之上向々各吟味役申上沙汰可致向御談也

⑨ 御書付写

覚

菖津浦高串浦石炭山庄屋役料之儀ニ付先年組合庄屋出会之上取究置

候由之處、近頃兩所共地元江相談義不致一判之願差出候上聞濟相成候上者、鶴牧村田野村^ニ而者何^ニ携候義無之故、是迄役料半分取いたし來候得共以來分ケ取^ニ致筋無之旨兩所庄屋共申立方一応尤之様^ニ茂相聞候得共、一体石炭之義^者土中^ニ掘出田畑之下^ニ茂掘出且炭置場并間口等^者田畑之内をも潰し候事故、譬^ニ葛津浦名請之地^ニ申候とも鶴牧村江申談候上願出可然筋^与存候、依之双方申立書之内文政九戌十一月組合庄屋共評儀定書

一 鶴牧村願山葛津浦江拘り無之事

一 葛津浦願鶴牧村地類之事故願之節加判役料二ツ取之事

一 田野村庄屋役料之儀^者高串兩庄屋^茂有之候事故大庄屋取計^ニ而三ツ割^ニも致し可然事

一 鶴牧村田野村庄屋役料配分^ニ付^而者都^而石炭山^ニ拘り候義^ニ而葛津浦高串浦庄屋同様萬事世話致候事

高串浦庄屋同様萬事世話致候事

右之ケ条以來相守無腹藏申合聊たり共取障筋不申立、願立以前双方村役人申談先年之通庄屋名頭連印大庄屋加判致願書可差出候、然ル上^ニ而葛津浦高串浦石炭山見廻等之節鶴牧村田野村庄屋出役可致候、且又石炭山者近年不景氣^ニ候間売捌方別^而心を付御益錢等相増候様精々心配致候様大庄屋^ニ可申通候

辰七月^{安政三年}

地方

⑩ 右御達ニ付七月廿四日炭山村々庄屋出會御達之趣委細申談組合規定

左之通相決ス

辰七月廿四日炭山村々出會定

一 以來石炭山御願申上候節^者浦方名請之地たり共支配村方江談合之上、

差間筋無之候ハ、庄屋名頭連印大庄屋加判御願申上候事
一 鶴牧村願山葛津浦江拘り無之候事

但外村右^ニ準候事

一 葛津浦願鶴牧村地類事故願之節加判役料二ツ割之事

但外浦左^ニ準候事

一 高串浦願兩庄屋之事故御地方御差凶之通三ツ割之事

但外浦^ニ者不拘候事

一 浦願役料地元江配分致候義^ニ付^而炭山^ニ拘り候義^者同様萬事致世話

候事

但山御見廻り^者勿論惣^而双方出役立會之事、船積立會御益取立等

ハ順番勤^ニも可致事

(朱書)

「此処御相對義^者兎も角一体私之訳^ニ付双方立會可致事也、仍而消

ス」

(貼付文書、但剥離)

「浦願石炭山之義都^而炭山^ニ拘り候義^者浦岡同様萬事致世話候事与御沙汰^ニ御座御候處、船積立會御益取立納等^者順番^ニ而御心配^茂可致段先日御談申上置候得共、得^与相考候處御益取立納之義^者願元^ニ限り候訳^ニ可有之義^ニ存申候^ニ付願元^ニ御納可成候、都^而之義^者双方御立會^ニ而御勤可成候、此段申進候以上

辰八月十九日^{安政三年}

組元

鶴牧

葛津

田野

高串

右庄屋衆中

池田傳藏
晴氣浦

治三郎

一浦方願村益老文之義地類之義ニ付支配村与式ツ訳之事、尤御益納人足并御見廻諸人足等ニツ割差出候事

右

但炭山ニ付変事者不及申御田所損所等出来候節者同様ニ差出候事

右之通此節炭山御規定御達ニ相成候上者、以後堅く書面之趣取究少茂

違犯無之様無腹蔵申合、聊たり共故障筋出来不申候様双方村役人談合、

御益筋相進候様精々心配可致事

① 以書附奉願候事

字土井の浦

一石炭山老ケ所

田野村

安政三丙辰七月廿四日

此御運上五貫文

大庄屋

此御運上五貫文

出席

諸岡淳蔵

新木場村

大浦又八郎

鶴牧村

文政元

鶴田治郎右衛門

寅八月廿五日

葛津浦

田野村名頭
吉右衛門

不快ニ付代役清七郎出席

日高清治

同村庄屋

高串浦

源治

同断ニ付代役池田嘉三郎出席 池田覺左衛門

入野組大庄屋

寺浦村

諸岡勇吾

病氣不参

草野芳作

高串鈞分

浦山方
御役所

右同断

富永宗次右衛門

上野石右衛門殿

田野村

中村重左衛門殿

桑原左衛門殿
西村伴兵衛殿

⑫ 以書付奉願候事

字土井の浦

一石炭山老ケ所

田野村

此御運上錢拾貫文

右者去八月御願申上候石炭山去年莫々損失仕当春仕操錢立坪入用三貫目水拔ニ老貫五百匁仕入仕候処元方之者取統兼難渋至極奉存候、当年之儀者御益錢相増御願可申上奉存候、右仕入錢莫々之入用取計方無御座難儀至極奉存候、以御勘弁当老ケ年限右御運上ニ而被仰付被下置候様奉願候、右願之通被仰付被下置候ハ、難有可奉存候、此段奉願候以上

文政二

卯二月十七日

田野村名頭

吉右衛門

同村庄屋

源治

入野組大庄屋

諸岡勇吾

浦山方

御役所

御代官御役所

御名宛

⑬ 以書付奉願候事

字えびす小浦

高串浦

一石炭山老ケ所

源三郎

十治郎

此御運上七式錢式拾匁

右者当老ケ年限石炭為掘申度奉存候、当年之義者最早纔之間ニ罷成候ニ付、以御勘弁右之御運上ニ願之通被仰付被下置候ハ、難有可奉存候、依之以書付奉願候以上

文政七

申十月廿七日

田野村名頭

治右衛門

同村庄屋

太郎兵衛

浦山方

御役所

⑭ 以書附奉願候事

字土井の浦

高串浦

一石炭山老ケ所

松三郎

字糶房

同

一同老ケ所

半七

右之場所少々石相見申候ニ付為口明見申度奉存候、願之通被仰付被下置候ハ、難有奉存候、依之以書附奉願候以上

文政九

戌三月廿五日

田野村名頭

弥平治

同村庄屋

太郎兵衛

浦山方

御役所

⑮ 以書付奉願候事

字糶房

田野村

一石炭山巻ケ所

福左衛門

此御益錢生石百斤ニ付忒文半

右之場所至而悪石ニ御座候得共、奥ニ入候ハ、少々者宜罷成可申奉存候ニ付、右御益錢相備為掘申度奉存候、此段以書付奉願候以上

文政十

田野村名頭

亥二月

弥平治

同村庄屋

太郎兵衛

御仕法

御役所

⑯ 以書付奉願候事

字えひすか浦

水主町

一石炭山巻ケ所

傳兵衛

此御益三文

右之場所此迄段々之取跡ニ御座候得共去冬方手を入申候処相忒ニ出石可仕模様ニ罷成申候得共、水太々御座候上先並山ニ付水引莫太ニ掛り何分勘定引合不申候得共、去冬方大造之仕操金入れ込申候得共、此節ニ至り誠ニ進退差迫及当惑難洩至極奉存候ニ付格別之御慈悲を以右之御益錢ニ而願之通被為、仰付被下置候ハ、重畳難有仕合可奉存候、左茂御座候ハ、可成丹精為仕出石相増御益備候様仕度奉存候、依之以書付奉願候以上

天保元

田野村名頭

寅二月

弥平治

同村庄屋

太郎兵衛

入野組大庄屋

諸岡達内

御趣法

御役所

右者当村之内高串浦小前持地江石炭山御願申上居候控写ニ御座候以上

田野村庄屋

辰六月

池田傳藏(印)

⑰ 以書付奉願候事

鶴牧村之内

葛津浦

一石炭山巻ケ所

清太夫

此御運上七二錢

右之場所石炭相見候ニ付右之御運上差上、当一ケ年限掘出申度奉願

候、願之通被為仰付被下置候ハ、難有可奉存候、依之以書付奉願候
以上

辰四月

菖津浦名頭

茂七

同浦庄屋

文政三

半治

鶴牧村名頭

幸左衛門

同村庄屋

直之助

浦山御役所

御支配

御名宛

⑱ 以書付奉願候事

鶴牧村之内菖津浦下場

一石炭山式ヶ所

菖津浦

仲蔵

此御運上七二錢百貳拾匁

右之炭山当一ヶ年限右御運上差上為掘申度奉願候、右願之通被仰付
被下置候ハ、難有奉存候、依之以書付奉願候以上

菖津浦名頭

午十一月五日

茂七

同浦庄屋

文政五

半治

鶴牧村名頭

幸左衛門

同村庄屋

莊之介

入野組大庄屋

諸岡権一郎

浦山御役所

御支配

御名宛

⑲ 以書付奉願候事

鶴牧村之内菖津浦下場

一石炭山式ヶ所

菖津浦願主

仲蔵

此御運上七二錢百五拾匁

右者去一ヶ年限御運上御願申上置候処、又々当一ヶ年限為掘申度奉
願候、願之通被 仰付被下置候ハ、難有奉存候、此段奉願候以上

菖津浦名頭

申二月

茂七

同浦庄屋

半治

鶴牧村名頭

幸左衛門

文政七

同村庄屋

源左衛門

浦山方

御役所

⑳ 以書付奉願候事

鶴牧村之内夕場

菖津浦

一石炭山老ケ所

中蔵

此御益百斤ニ付四文懸

同所

一同老ケ所

同人

此御益百斤ニ付五文懸

右者年々請山ニ御願申上来候処、当年ハ右御益錢差上為掘申度奉願候、願之通被仰付被下置候ハ、難有奉存候、依之以書付奉願候以上

酉三月廿四日

菖津浦名頭

茂七

同浦庄屋

文政八

半治

鶴牧村名頭

幸左衛門

同村庄屋

源左衛門

入野組大庄屋

諸岡権一郎

浦山方

御役所

御支配

御名宛

㉑ 亥書付奉願候事

鶴牧村之内古江

葎田村

一石炭山老ケ所

久作

此御益百斤ニ付七文懸

右之通御益錢差上為掘申度奉願候、右願之通被仰付被下置候ハ、難有奉存候、依之以書付奉願候以上

酉四月

菖津浦名頭

茂七

同村庄屋

文政八

半治

鶴牧村名頭

幸左衛門

同村庄屋

源左衛門

浦山方

御役所

㉒ 以書付奉願候事

鶴牧村之内字菖津平家居根山之内

菖津浦願主

一石炭山老ケ所

中蔵

此御運上百斤ニ付四文五分

右之場所石炭山仕立申度見受申候ニ付、右之御運上差上為掘申度奉願候、願之通被仰付被下置候ハ、難有奉存候、依之以書付奉願候以上

戌十一月

葛津浦名頭

茂七

同浦庄屋

文政九

半治

鶴牧村名頭

幸左衛門

同村庄屋

源左衛門

入野組大庄屋

諸岡権一郎

浦山方

御役所

御支配

御名宛

②③ 以書付奉願候事

鶴牧村之内岩屋

星賀浦

一石炭山老ケ所

庄三郎

右之場所石炭骸見出試仕候処、炭ニ掘付申候ニ付右之御益差上掘申度奉願候、願之通被仰付被下置候ハ、難有奉存候、依之以書付奉願候以上

丑三月廿五日

文政十二

葛津浦名頭

平治

鶴牧村名頭

治作

葛津浦庄屋

日高清治

鶴牧村庄屋

鶴田治郎右衛門

入野組大庄屋

諸岡淳藏

地方

御役所

②④ 以書付奉願候事

鶴牧村之内字浦の田

元方

一石炭山老ケ所

由宇

此御益錢百斤ニ付八文

右之通御益錢差上為掘申度奉願候、願之通被仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、依之以書付奉願候以上

葛津浦名頭

平治

鶴牧村名頭

為八

葛津浦庄屋

酉五月

嘉永二

地方

御役所

日高清治

鶴牧村庄屋

鶴田治郎右衛門

入野組大庄屋

諸岡淳藏

②6

以書付奉願候事

鶴牧村之内字菖根坂

一石炭山老ヶ所

此御益錢百斤ニ付五文

右之通御益錢差上為掘申度奉願候、願之通被仰付被下置候ハ、難有奉存候、依之以書付奉願候以上

地方

御役所

元方入野村

勘兵衛

②5 以書付奉願候事

菖津浦

一石炭山老ヶ所

此御益百斤ニ付五文

右之通御益錢差上為掘申度奉願候、願之通被仰付被下置候ハ、難有奉存候、依之以書付奉願候以上

甚左衛門

戌十一月

嘉永三

菖津浦名頭

平治

鶴牧村名頭

為八

菖津浦庄屋

日高清治

鶴牧村庄屋

鶴田治郎右衛門

入野組大庄屋

諸岡淳藏

戌六月

嘉永三

菖津浦名頭

平治

鶴牧村名頭

為八

菖津浦庄屋

日高清治

鶴牧村庄屋

鶴田治郎右衛門

入野組大庄屋

諸岡淳藏

地方

御役所